

一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

国家公務員の住居手当を参考として同手当の改定を行うとともに、市立総合病院の組織機構の見直しに伴う所要の規定の整備を行う。

第2 改正の内容

- (1) 自ら居住するため住宅を借り受けている職員に対する住居手当について、支給月額の計算方法を見直し、支給月額上限額を27,000円から28,000円に引き上げるほか、支給対象家賃月額の下限額を3,000円から12,000円に引き上げる。
- (2) 職員住宅を借り受けている職員は、住居手当の支給対象外とする。
- (3) 自ら所有する住宅に居住する職員に対する住居手当を廃止する。
- (4) 医療職給料表(2)級別基準職務表7級の項に「医療技術部長」を加える。

第3 施行期日等

- (1) この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- (2) 自ら居住するために借り受けた住宅に係る住居手当については、令和4年度までの間、改正後の住居手当月額が改正前の住居手当月額(旧手当月額)と比較して1,000円を超える減額となる場合は、旧手当月額の住居手当を支給する。また、自ら所有する住宅に係る住居手当については、令和3年度は月額4,500円、令和4年度は月額2,500円を支給する。

岩見沢市条例第 2 号

一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 23 日

岩見沢市長 松 野 哲

一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 3 を次のように改める。

（住居手当）

第 8 条の 3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（岩見沢市職員住宅管理規則（昭和 51 年規則第 13 号。以下「住宅管理規則」という。）の規定により職員住宅を貸与され、貸家料を支払っている職員を除く。ただし、市長が別に定める職員については、この限りでない。）
- (2) 第 9 条の 3 第 1 項又は第 3 項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（住宅管理規則に規定する職員住宅を除く。）を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃を支払っている者、又はこれらの者との権衡上必要があると認められるものとして市長が別に定める職員

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める

額の合計額) とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

イ 月額23,000円を超え59,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額

ウ 月額59,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

別表第7の7級の項中「薬剤部長」の次に「、医療技術部長」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

第2条 施行日から令和5年3月31日までの間、自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員のうち、次の各号のいずれかに該当する者(市長が別に定める職員を除く。)に対しては、この条例による改正後の一般職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第8条の3の規定にかかわらず、この条例による改正前の一般職員の給与に関する条例第8条の3第1項から第4項までの

規定による住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で市長が別に定める額。以下「旧手当額」という。）の住居手当を支給する。

(1) 改正後の条例第8条の3第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から改正後の条例第8条の3の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が1,000円を超えることとなる職員

2 施行日以後において、自ら所有する住宅に居住している職員（市長が別に定める職員を除く。）に対しては、改正後の条例第8条の3の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める額を住居手当として支給する。

(1) 施行日から令和4年3月31日まで 月額4,500円

(2) 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで 月額2,500円

3 令和5年3月31日までの間、前2項の規定により住居手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が別に定める職員に対しては、前2項の規定の例により住居手当を支給する。